

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総論

第1 審査上の留意事項

1 一般的な留意事項

- (1) 消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の新築等の計画段階から、関係法令の防火に関する規定について審査するものであること。
この場合、形式的に規定に適合させることだけでなく、規制目的に沿った合理的な指導を行うこと。
- (2) 消防同意は、建築物の出火防止、火災が発生した場合の避難及び延焼拡大防止、消火活動等の総合的な防火対策について審査すること。
- (3) 建築計画は、建築物の機能、経済、意匠、安全等の要素を考慮して行われるものであるが、消防同意時における指導は、建築物の防火上の安全を基本として他の要素との調和がとれるよう行うこと。
- (4) 建築物の大規模化、多様化等に伴い建築工法、建築材料等の技術開発が著しいことから、これらの実態に即した指導をすること。
- (5) 消防同意を行うにあたっては、建築物の用途、規模、構造等による災害危険の要因を考慮して総合的に指導すること。
※ 建築物の災害危険要因となる目安は、別表「建築物の災害危険（定性）要因項目表」の要因が考えられる。
- (6) 建築物の防災施設、設備等は、個々の目的だけでなく、有機的に相互に関連して活用できるよう指導すること。
- (7) 脱炭素社会の実現に向けた省エネ対策、木材利用の促進等を図る防火対象物については、その目的に配慮した指導をすること。
- (8) 法令等で定める技術基準に係る事項以外であっても、防災上重要な事項については、積極的に関係者にその主旨を説明し理解を得て、消防目的に沿った具体的な指導を行うこと。
- (9) 消防同意に際し、当該同意の対象となる建築物について、危政令で規制する許可や条例で規制する各種届出等の対象となることが明確な場合には、危険物係等の担当者との連絡・連携等に配慮すること。
- (10) 耐火性能検証法及び防火区画検証法（建基政令第108条の4）並びに避難安全検証法（建基政令第128条の6・同第129条・同第129条の2）により、防火区画や避難規定に関する規定の適用除外を行っているものにあつては、建築物の形態、使用用途等で異なることから、適用される係数及び計算式等が適合しているかを審査し、また、適用除外規定、その根拠及び前提条件等について、消防同意調査書に記録をし、使用検査や査察時等に確認すること。
- (11) 型式適合認定及び型式部材等製造者認証により設計された建築物等については、建基法上の審査・検査の省略対象となる規定があることから、第2章第1節第2「防火に関する規定」別記4により、審査・検査を行うこと。
- (12) 消防同意事務を行う際は、火災予防規程第24条に基づく打ち合わせ記録及び要綱第17に基づく消防同意調査書等を、行政手続法を踏まえ、第三者にも分かるように作成すること。
- (13) 消防同意は、法第7条第2項及び建基法第93条第2項に定める期間内に処理すること。
なお、期間の算定にあたっては、同意を求められた当日は算入されず、消防同意の期間の終了日が土曜日、日曜日その他の閉庁日に当たる場合は、翌開庁日を終了日とすること。
また、建築主事及び指定確認検査機関に対する同意又は不同意の通知は、期間内に発信すること（発信主義）をもって足りるものであること。
同意又は不同意の通知（確認申請書類一式を含む。以下「通知等」という。）について、信書便以外の宅配便の業者が通知等を受け取りに来た場合は、宅配業者に通知等をわたさないこと。この場合、指定確認検査機関に、同意又は不同意の旨を連絡した時点をもって、発信したものとす。
- (14) 建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）が補正を可能とする範囲に留意の上、補正できない違反事項等がある場合の処理は、次によること。
ア 建築確認申請図書が不足している場合は、当該図書を受理しないこと。
イ 消防同意の審査期間中に建築確認申請図書に不整合な箇所が見つかった場合は、建築主事等にその旨を通知し、同意又は不同意の処理を行わずに当該図書を返却すること。
ウ 消防同意の審査期間中に建築確認申請図書に不明確な点が見つかった場合は、建築主事等にその旨を通知し、追加説明書の提出を求めること。
なお、通知をした日から追加説明書が提出されるまでの期間は、消防同意期間から除くことができること。
エ 消防同意の審査期間中に建築確認申請図書に軽微な不備が見つかった場合は、建築主事等にその旨を通知し、審査を継続すること。
オ 指定確認検査機関からの消防同意を依頼するための確認申請書類等の送達、信書便以外の宅配便により送達された場合、これを理由に不受理としないこと。

- (15) 審査の結果、防火に関する規定に違反している場合は、不同意とすること。
なお、従来みられた修正条件を付しての同意（以下「条件付同意」という。）を実施した場合、当該修正が建築主事等において対応できず、同意されなかったものと見なされることが考えられるため、今後は条件付同意を行わないこと。
- (16) 建築確認申請図書の補正ができないことから、建築確認申請者からの事前相談等の機会を積極的に活用する等不備のない建築確認申請書をもって円滑に消防同意事務が実施されるよう留意すること。

2 その他

- (1) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）においては、同法第17条第6項の規定に基づき建築主事が適合通知を行い、所管行政庁が認定を行った場合には、建基法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付がなされたものとみなされる。建基法第93条の規定は、建築主事が適合通知する場合に準用される。
- (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）においては、同法第17条に基づき、建築主事の同意を得て、所管行政庁が建築物の耐震改修の計画の認定をしたときは、建基法第6条第1項の規定による確認又は建基法第18条第3項の規定による通知があったものとみなされる。建基法第93条の規定は、所管行政庁が、建築物の耐震改修の計画の認定をしようとする場合に準用される。
- (3) 旧建基法第38条を適用した建築物は、平成14年6月1日以降、一部の建築物にあつては、不適格建築物となることから、増築、改築、大規模な模様替え、用途変更の審査については、留意すること。

〔別表〕

建築物の災害危険（定性）要因項目表

災害要因 災害防止項目		利用環境		建築物形態		備考
		項目	傾向	項目	傾向	
出火防止	予防	使用時間 使用時間帯 利用者 利用形態①火気 ②酒気 可燃物（衣類、本等） 維持管理	短・長 昼・夜 特定・不特定 無・有 無・有 少・多 良・否	初期火災荷重 内装① ② 感知警報設備 使用空間	難燃・易燃 不燃・可燃 少・多 適・否 小・大	1 本表は、防災関係施設の整備を図るべき建築物を判定する際の目安として活用するものであること。 2 災害危険要因の抽出にあたっては、これらの項目のほか位置、用途、形態及び建築物の平面、断面についても併せて検討が必要なものであること。
	火災発見警報	使用時間帯 利用者① ② 収容人口（密度） 使用形態（秩序） 組織訓練	昼・夜 在・不在 特定・不特定 疎・密 有・無 有・無	構造種別 建築物規模 建築物高さ 建築物地階 火災荷重 防火区画① ② 配置 施工精度	耐火・非耐 小・大 低・高 無・有 小良・大否 高小・低大 小多・大少 有無 自動・手動 各階・中央 少多 良否 不燃等・可燃 大可・不可	
延焼拡大防止	初期消火防・排煙	使用時間 使用時間帯 利用者 利用形態（秩序） 内装・可燃物 初期消火設備① ②	短・長 昼・夜 在・不在 有・無 少・多 有・無 自動・手動	防煙区画 蓄煙能力 排煙設備 消火設備 空調設備（中央、各階方式別） 穴① ② 施工精度	高小・低大 小多・大少 有無 自動・手動 各階・中央 少多 良否 不燃等・可燃 大可・不可	3 本表を使用した結果、利用環境の傾向が顕著に危険方向にあらわれる場合は、災害防止項目ごとの建築物の防災関係施設の増強等を図ることが必要となるものであること。 注1 本表は、法令に適合しているか否かを判断するための資料ではないこと。 2 傾向の欄の左側は安全傾向を示し、右側は危険傾向を示す。 ※ 避難強度とは、避難者の行動能力の強弱をいう。すなわち、老幼者、障害者等については避難強度が弱いことになる。
	消火	内装・可燃物 消防水利（周辺含む。） （消防活動）道路状況（道路率） 市街地状況（周辺建ぺい率）	少・多 充分・不足 高・低 低・高	内装種別 開口部① ② 率 消防隊使用	有無 小大 低高 有無 大多 有無 自動・手動 少多 良否 分散・集中 有無 小大	
避難救出	避難	使用時間 利用者（建物熟度） （避難強度）※ 収容人口（密度） 使用形態（秩序） "（起寝） "（酒気） 避難設備	短・長 特定・不特定 強・弱 疎・密 有・無 起・寝 無・有 多・少	安全区画① ② 建築物高さ 防煙区画 蓄煙能力 避難施設 排煙設備 消火設備 穴① ② 数 施工精度	有無 小大 低高 有無 大多 有無 自動・手動 少多 良否 分散・集中 有無 小大	
	救出	利用者（避難強度）※ 収容人口（密度） 避難・進入用開口部	強・弱 疎・密 有・無	階 開口部（率） ① ② 配置 区画	有無 有無	
その他		警備業務員	在・不在	防災センター 防災設備のシステム化	有無 有無	